

高齢者虐待防止について

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和3年3月

1. 令和元年度高齢者虐待の対応状況用について

【養介護施設従事者等による高齢者虐待】

■ 相談・通報件数等

| 区分 | 全国 | 香川県 |
|-----------------|--------------------|--------------|
| 相談・通報件数 (※1) | 2,267件 (2,187件) | 26件 (26件) |
| 虐待判断件数 (※2) | 644件 (621件) | 4件 (5件) |

- ※ 1 調査対象年度（H31.4.1～R2.3.31）に市町村が相談・通報を受理した件数
- ※ 2 調査対象年度（同上）に市町村等が虐待と判断した件数（都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）
- ※ 3 カッコ内は平成30年度の件数

2.令和3年度介護報酬改定について

【全サービス】

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※3年の経過措置期間を設ける